

<資料紹介>

生命保険事業における価格変動準備金の考え方

田 中 弘

目 次

- I 大蔵省保険経理フォローアップ研究会での検討状況
 - 1 「旧保険業法第 86 条による準備金」の整理
 - 2 積立対象資産
 - ① 区分ごとに準備金を設定する案
 - ② 準備金に区分を設けない案
 - 3 対象とする損失
 - 4 繰入に関する基準
 - ① 繰入のベース
 - ② 最低繰入率
 - ③ 取崩基準
 - ④ 積立限度
- II 現行実務とその問題点
 - 1 現行規定の概要
 - 2 現行実務の問題点
 - ① 売買目的有価証券の含み益計上
 - ② 含み益の機能
 - ③ 積立限度の問題
 - ④ 株価イコール簿価の問題
 - ⑤ 不積み立ての問題
 - ⑥ 86 条準備金と 30 年積み立ての問題
 - ⑦ 繰入率の継続適用の問題
 - ⑧ ソルベンシー・マージンとの対応分担
 - ⑨ 売買目的有価証券の評価差額と価格変動準備金の不整合
 - ⑩ その他有価証券の評価損益計上との整合性

I 大蔵省保険経理フォローアップ研究会での検討状況

金融規制の緩和は世界的な動向である。保険事業に関しては、大蔵大臣の諮問機関であった保険審議会が保険事業の全面的見直しを行い、3年におよぶ審議を経て、平成4年6月に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を行った。

審議の過程において、平成元年4月、生損保に共通の問題を検討する場として保険審議会の中に「総合部会」が設けられた。この部会の基本的な検討項目の1つが「保険経理の見直し、ディ

スクロージャーの整備」であった。ただし、保険経理の問題は、専門的・技術的な検討が不可欠であることから、総合部会の審議を効率的かつ効果的に進めるために、総合部会の下にワーキング・グループとして「保険経理小委員会」(委員長:新井清光)を設置した。

小委員会は、ほぼ1年をかけて集中的な審議を行い、その結果を、「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」と題する報告書にまとめている。

そこでは、責任準備金積立方式の見直し、インカム配当原則の見直し、区分経理・特別勘定の導入、配当方式の改善、健全性指標(ソルベンシー・マージン基準)の導入、リスク管理のあり方、透明性の確保など、保険事業の経理について、数多くの問題点が指摘され、かつ、今後のあるべき方向が示唆されていた。

上記の保険審議会答申は、小委員会報告において検討した項目のうち、リスク管理のあり方、責任準備金のあり方、インカム配当原則の見直しと含み益の取り扱いの検討、区分経理と特別勘定の導入・活用、ディスクロージャーの整備の諸点について意見のとりまとめを行っている。

小委員会の報告書は、目的のとおり、総合部会の審議に役立てられたが、専門的・技術的な問題提起や提言を作文に終わらせることがないように、その後設けられた「保険経理フォローアップ研究会」(大蔵省銀行局保険部長の私的諮問機関:筆者が座長を務めた)によって具体案の検討と実施に向けた作業が続けられることになった。

以下で紹介するのは、「保険経理フォローアップ研究会」における、価格変動準備金に関する検討内容である。最後に紹介する「現行規定」のベースとなっていることは間違いないが、あくまでも私的諮問機関の検討内容であり、公にされた内容ではないので、現行規定を解釈・適用する場合において、その「根拠」として使うのは不適當である。しかしながら、現行規定の成り立ちや背景を知ることは、ありうべき今後の規定改正や制度作りに役に立つものとする。

1 「旧保険業法第86条による準備金」の整理

旧保険業法第86条(評価益及び売却益による積立金)では、「保険会社ハ財産ノ評価換又ハ売却ニ因リ計上シタル利益ガ之ニヨリ計上シタル損失ヲ超ユルトキハソノ差額ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス」という規定をおいていた。

但し書きがあり、認可を受ければその全額または一部を積み立てないことも可能であったが、原則としては、有価証券の売却益は準備金として積み立てることになっていた。こうして積み立てられたのが、「86条準備金」と呼ばれた。

こうした規定をおいた趣旨は、昭和14年の改正業法を起草した担当者によれば、次のとおりである。

財産の評価益や売却益というのは、財産の価値の変動によって生じるもので、臨時的利益であり、評価益の場合は、将来価格が低落すれば帳消しになる。したがって、保険会社のごとく、一定の統計的基礎に基づいた死亡率とか損害率を基礎にしている会社については、こういう臨時的

利益があってもこれを利益とは見ない。利益がでたときは、これを社内に積立金その他の形で留保しておいて、配当その他の形で出さないようにする。そうすれば、価格の変動があった場合、その準備金を取り崩してそれでカバーすることができる（青谷和夫監修『コンメンタル保険業法（下）』千倉書房、1974年53頁）。

本条が制定された当時、商法は時価以下主義を取っており、財産の評価益・売却益を計上することが可能であったが、「臨時的な財産の売却差益、評価差益を剰余化させ、契約者配当として社外流出を許せば、配当競争を激化させることになるので剰余化を許さず準備金として社内留保させる」（日本生命保険相互会社法規研究会『保険業法コンメンタル』1969年、414頁）ねらいもあったといわれる。つまり、益出しによる過大な配当競争を防ごうとしたのである。

かくして、資産の売却益と評価益は、86条準備金として内部留保されることになったが、この準備金は、負債性引当金または評価性引当金としての性格を持たないことから、保険業法において特に積立てが義務づけられた「特別法上の準備金」であった。

特別法により設定される準備金でも、その繰入額が当期に属する費用としての性格を持っているのであれば会計上の引当金として設定することができる。しかし、多くの場合、繰入額に費用性がないことから、特別法によって設定が強制される。

こうした費用性のない準備金（特別法によっては、引当金という名称を使っている。例・銀行の国債価格変動引当金）は、形式的には引当金の設定と同じように、当期に費用を計上して設定される。しかし、実質は当期の利益を減少させて設定するものであることから、「利益留保性」の準備金（引当金）である⁽¹⁾。したがって、多くの場合、有税で積み立てる。

「有税で積み立てる」という意味は、次のようなことをいう。企業会計において費用性のない価格変動準備金繰入額を費用に計上しても、税務上は損金に算入されない。したがって、同繰入額については課税の対象となる。つまり、税金計算上は損金（費用）とされない準備金繰入額を、企業決算上、費用として計上することを「有税で（税を負担して）」積み立てる、という。

保険経理フォローアップ研究会では、86条準備金には、次の3つの機能があると分析していた。

- ① 価格変動に対する準備金としての機能
- ② 配当調整のための準備金としての機能
- ③ 経営のバッファーとしての機能

ただし、86条準備金にこうした機能を認めるにしろ、準備金と諸機能の対応が不明確であり、それぞれの機能に適した個別の準備金等を設けるほうがよいとする考えがあり、また、次のような問題も指摘された。

① 準備金を無制限に積み立てることが妥当であるかどうか

準備金と諸機能（あるいは、目的）との対応が不明確である中で、これを無制限に積み立てさせ

ることは、過度に保守的で、契約者への利益還元を不当に妨げることになる恐れが大きい。

② インカム配当原則との関係

キャピタル・ゲインを86条準備金として積み立てることが求められた結果、それを逆に解釈すると、契約者への配当は受取利息や受取配当金などのインカム・ゲインに限ることになる。これを、インカム配当原則と呼んでいた。ところが、わが国企業の配当性向が極めて低いことから、投資家はキャピタル・ゲインをねらった投資行動をとらざるをえない。しかし、生命保険会社がそうした投資行動にできれば、配当財源にまわすべきインカム・ゲインを十分に確保することができない。また、インカム・ゲインだけを配当の財源としていたのでは、キャピタル・ゲインを含めた総合的な運用成果を還元することができない。こうしたことから、生命保険会社は、インカム・ゲインねらいから高い表面金利の債券を選好するといった、いわゆる直利指向が高まるなどの弊害が生じてきている。

同研究会は、86条準備金の主たる役割を価格変動準備金として整理することとした。なお、かつて租税特別措置法において同じ「価格変動準備金」が存在したために、これとの混同を避けるため、「有価証券等損失準備金」といった名称にしたらどうかとの意見もあったが、最終的には同じ名称を使うことになった。

なお、86条準備金に期待されていた残りの2つの機能（配当調整、経営のバッファー）については、それぞれ、配当の「アセット・シェア方式」と「ソルベンシー・マージン」で対応することが考えられた。

同研究会では、生命保険会社において特に価格変動準備金を設ける必要性について、生保会社の資産運用が、長期にわたる生保契約の支払担保として、長期間安全に運用される必要があること、每期支払われる契約者配当の安定性を確保する必要があることをあげていた。

そうした必要性から、同研究会は、価格変動準備金を「有価証券等価格の変動の著しい資産について、その価格が将来低落したときに生ずる損失に備えることを趣旨とするもの」として性格づけている。

2 積立対象資産

86条準備金は、有価証券だけではなく、動産・不動産等の売却益をも積立ての対象としていたが、価格変動準備金は、価格変動の著しい資産について、その価格の変動により生じるリスク（損失）を吸収するための準備金として整理し、価格変動が客観的に把握できる資産だけを対象とした。

当時、フォローアップ研究会では、ソルベンシー・マージン基準を検討中であったが、その基準において、価格変動に関するリスク係数を定めていたものが国内株式、外国株式、外国公社債等の価格と外国為替相場の変動リスクであり、これらについてソルベンシー・マージンでの対応を考えていた。そこで、これらを対象にして、将来の価格変動に伴う損失が発生する事態に備え

ることが適当と考えた。

この場合、上記3つの有価証券区分（国内株式、外国株式、外国公社債等）ごとに準備金を設定するか、すべての区分を一括した準備金とするか、両案を検討した。

① 区分ごとに準備金を設定する案

この場合は、国内株式は株価の変動を捉え、外国公社債等は外国為替相場の変動を捉えることになる。また、外国株式は株価と外国為替相場の変動とが複合した形で発生するものであるから、これを区別して捉えることは合理的ではないと考えた。

これらの区分は、対象資産の価格変動リスクの性格が異なることから、内部的に積立基準を分けようとするものであり、財務諸表上の表示は、価格変動準備金一本で総額表示することとする。

② 準備金に区分を設けない案

これに対して、資産区分の価格変動リスクを個別に各区分で備えるのではなく、価格変動リスク全体として備えるのが適当だとする案では、次の3つの理由が挙げられていた。

- i) 各区分において価格変動のリスク量に相違はあるものの、将来の価格の変動に備えるという準備金の目的には変わりがないこと
- ii) ソルベンシー・マージン基準においては分散効果を考慮してリスクを総体で見ていること
- iii) さらに、価格変動準備金に区分を設けた場合でも、ある区分の準備金を全額取り崩しても補填しきれない場合には、他の区分の準備金で対応することになること

3 対象とする損失

当時の資料によれば、価格変動リスクとは、「保険会社の資産運用のうち価格変動を伴うものについては、価格変動が発生し責任準備金対応資産である投資元本が減価した場合、……この価格変動による資産減価を価格変動リスクと捉え」と定義している。

保険会社にとっての投資元本とは、投下資本の原価、すなわち取得原価であるから、価格変動リスクとは、時価がこの取得原価を下回り、利回りがマイナスになるリスクをいうことになる。100円で取得した株式にとっての価格変動リスクはこの100円を下回る状況をいい、時価が200円から150円に下落しても、リスクは発生しない。

このように、フォローアップ研究会では、準備金設定の対象となる損失を、売却損、評価損、償還損、為替差損として「会計上発生する損失」とした。

ここで重要なことは、価格変動準備金は、単なる「価格変動」に対する備えではなく、「会計上、損失が発生する事態」に対する備えだということである。このことは、とりもなおさず、ここで想定している損失は、「原価割れ」「簿価を下回る」損失をいっている。決して、単に「株価が下落した」だけでは発生しない。投資のリスクは、時価主義の下であれ原価主義の下であれ、本質的に、投資額を下回ることである。

なお、時価会計の基準が適用されると、売買目的有価証券に発生する評価損益と価格変動準備金の積立てと取崩しに不整合な点が生じる。このことについては、後段で詳しく述べる。

価格変動準備金を検討した当時は、上場有価証券は低価法による評価が義務づけられていた。そこで、対象とする損失を、「低価法の採用が義務づけられている上場有価証券（外貨建を含む）について、低価法を適用することによる損失」と考えた。

したがって、後で述べる繰入の基準も、「原価（簿価）割れ」のリスクに対する備えとしての基準である。

4 繰入に関する基準

① 繰入のベース

繰入の基準としては、①対象とする資産の残高に対する一定割合とする（残高基準）、②対象資産残高の増加額の一定割合とする（増加額基準）、③対象資産の売却益の一定割合とする（利益基準）、などを検討した。

最初は②案が有力であったが、対象資産が持つ価格変動リスクに対応するという準備金の趣旨、必要な積立額まで計画的な繰入を可能とさせるという点を考えて、①の残高基準を採用し、「期末対象資産簿価の一定割合以上」を繰り入れることとした。

②の「増加額基準」は対象とする資産が狭すぎるし、③の「利益基準」では価格変動リスクに対応するとはいえない。さらに、②も③も、対象資産が増加しないと利益が生じないといった状況では積み立てることができない。こうしたことから、①の残高基準が採用されることになった。

② 最低繰入率

上記のように、繰入が「期末対象資産簿価の一定割合以上」とされたことから、繰入の上限と下限を設定しておく必要が生じた。毎期の繰入は、過重な負担とならないように、また、長期にわたり着実な積立をおこなうという観点から、積立限度を設け、その限度の30分の1を下限（毎期の最低繰入率）とした。

なお、最低繰入率を、積立限度の30分の1としたのは、各社の負担が加重にならないようにとの配慮から、それまでにおける生保各社の平均的な「当期剰余に占める86条準備金繰入の実績」を求めて、これをベースとした。ここで使用したのは、当時（平成3年度）国内生保21社の合計数値で、生保株式会社の当期利益には契約者配当準備金繰入額を加算した。

ここで、平成3年度末の積立対象資産（a）は53兆円で、これを基に、仮に3%を積立限度（積立限度については後述する）とすると、 $(a) \times 3\% = 1兆5,900億$ 円（b）が積立限度となる。

それまで（昭和55年度—平成3年度）の86条準備金の繰入実績を見ると、当期剰余（c）30兆9,400億円に対して、86条準備金繰入額（d）は、6,100億円であった。これを基に当期剰余に対する86条準備金の繰入率を計算すると、 $\langle (d)/(c) = 2.0\% \text{ (e)} \rangle$ となった。

平成3年度における当期剰余は、21社合計で2兆8,800億円(f)であった。ここで、過去の実績による平均的な繰入負担 $\langle(f) \times (e)\rangle$ は、576億円(g)となる。積立限度に対する平均的な繰入負担の比率 $\langle(g)/(b)\rangle$ は、 $1/27.6$ 、数字を丸めると、 $1/30$ となる。つまり、仮に、86条準備金の蓄えがまったくなくて、新規に積立を開始したとして、積立限度を達成するまでのめどを、最低で30年としたのである。

最低繰入率を超えて繰り入れる場合には、積立限度を考慮して計画的に行うものとするが、それ以外にも、採用した繰入率については特別な事情がない限りこの比率を変更しない(原則として、3年間)こととした。

③ 取崩基準

価格変動準備金を区分経理する場合には、各区分において発生したネット・キャピタル・ロスを当該区分の価格変動準備金から取り崩す。なお、各区分の価格変動準備金の全額を取り崩しても填補しきれない場合には、その填補しきれない部分について、認可を受けて、他の区分の価格変動準備金を取り崩すことができるようにする。

価格変動準備金を区分経理しない場合には、発生したネット・キャピタル・ロス相当額だけ価格変動準備金を取り崩す。

④ 積立限度

当時、フォローアップ研究会ではソルベンシー・マージン基準を検討中で、価格変動準備金の積立限度については、ソルベンシー・マージンとの役割分担を考慮して決めようとした。

つまり、積立限度は、ソルベンシー・マージン基準におけるリスク係数(価格変動に係るリスク部分に限定)を基準として、その2分1を価格変動準備金で対応し、残りの2分の1は株式含み益その他のソルベンシー・マージンで対応することとした。価格変動リスクに対応するものは、まず、含み益であり、含み益が消滅した後は準備金で対応するべきと考えたのである。

積立限度は、上記のように、ソルベンシー・マージン基準におけるリスク係数をベースとしたが、リスク係数を求めるに当たって、国内株式等の最低収益率(株価下落リスク・原価割れリスク)を次のように計算している。

国内株式については、1975年2月から1991年12月を対象とした「フランクラッセル配当込みTOPIX」というインデックスを使い、同期間の平均収益率13.63%、最低収益率-9.20%、外国株式は1982年1月から1991年12月を対象とした「モルガンスタンレー国債インデックス」を使い、同期間の平均収益率10.17%、最低収益率-13.33%、外国公社債は、外国株式と同期間を対象として、「ソロモンブラザーズ世界国債インデックス」を使い、平均収益率7.20%、最低収益率-7.61%を求めた。

以上の最低収益率は、「原価割れ」「簿価を割り込む」リスクをいい、国内株式であれば、株価が簿価を割り込む率は約10%となるので、このリスクの半分(5%)を価格変動準備金によって

備え、残りの5%をソルベンシー・マージンで備えることとした。

なお、当初は、価格変動準備金が有税積立てであることから、税効果を考慮して、5%の半分(リスクの総量から見ると4分の1)を対象資産ごとの積立限度とした。

積立対象資産	価格変動リスク		同リスクの 4/1	区分経理案		区分しない案	
	平均収益率	最低収益率		積立限度	最低繰入率	積立限度	最低繰入率
国内株式	13.63%	▲9.20%	2.3%	3.0%	0.10%	3.0%	0.10%
外国株式	10.17%	▲13.33%	3.3%	4.0%	0.12%		
外国公社債	7.20%	▲7.61%	1.9%	2.0%	0.06%		

なお、3%という数字は、株式相場が30%下落した場合に生じる評価損が、昭和53年度決算における全社統計が平均2.8%であったことも、根拠の1つとされていた。

また、ここでは、国内公社債について価格変動準備金を設定するようになっていない。国内公社債は低価格法を適用することによる評価損が発生するおそれがあるが、それまでの10年間の投資期間をとおして観測した結果、償還益で相殺されて実質的な損失は発生しないと見たからである。

以上の基準を、平成3年度決算に適用した場合には、次のようになると試算されていた。

① 区分経理する案

対象資産	積立限度	積立率	最低繰入額	要積立期間
国内株式	10,038億円	42.6%	335億円	17.2年
外国株式	2,596億円	43.6%	78億円	18.8年
外国公社債	2,641億円	41.7%	79億円	19.4年
合計	15,276億円	42.6%	492億円	17.8年

② 区分経理しない案

対象資産	積立限度	積立率	最低繰入額	要積立期間
株式等	15,947億円	40.8%	532億円	17.7年

以上の試算は、国内生保21社の合計によっている。積立率は、旧保険業法第86条準備金を価格変動準備金に組み換えた場合の、積立限度に対する比率である。また、要積立期間は、取り崩しが無いとして、最低繰入額を繰り入れた場合に積立限度に達する年数である。

こうした試算の後、最終的な整理を行う段階で、現行規定のように、税効果を考えずに、5%まで準備金を積み立てる案を取るようになった。理由は、次の2つである。

- ① 危険準備金等は、税効果を考慮していないので、これらに合わせる。
- ② より健全性を重視した積立とする。

以上が、保険経理フォローアップ研究会における検討内容である。価格変動が上向きの、含み

益が十分にあった時期に議論したことであり、含み益が底をつき、かつ、株価が下向きの時期には必ずしも当てはまらないことも多いであろう。

II 現行実務とその問題点

1 現行規定の概要

最初に、現行の規定を紹介する。

保険業法（平成7年6月7日）第115条では、価格変動準備金について、次のように規定している。

「保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして内閣府令で定める資産（次項において「株式等」という。）について、内閣府令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて内閣総理大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。）の額が株式等の売買等による利益（売買、評価換え及び外国為替相場の変動による利益（第112条第1項の規定による評価換えにより計上した利益を除く。）並びに償還益をいう。）の額を超える場合においてその差額をてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。」

第115条がいう「内閣府令で定める資産」とは、保険業法施行規則（平成8年2月29日 大蔵省令第5号）第65条（価格変動準備金対象資産）において、次のように定められている。ただし、特別勘定に属する財産、法第99条第1項に掲げる業務に係る資産及び特定取引勘定に属する資産は含まないものとする。

- 一 国内の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産
- 二 外国の法人の発行する株式その他の金融庁長官が定める資産
- 三 邦貨建の債券その他の金融庁長官が定める資産（ただし、財務諸表規則第8条第20項に規定するものは除くことができる。）
- 四 外貨建の債権、預金、貸付金等外国為替相場の変動による損失が生じ得る資産その他の金融庁長官が定める資産
- 五 金地金

（注）「財規第8条第20項に規定するもの」とは、「満期保有目的の債券」をいう。

この65条における第一号から第四号までに規定される「金融庁長官が定める資産」については、平成10年6月8日付けで大蔵省告示（第229号、平成12年7月27日改正 金融庁告示第11号）

において明示されている (付録)。

価格変動準備金の積立てと積立限度については、保険業法施行規則第66条に、次のように定められている。

「保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を法第115条第1項の価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、法第115条第1項の価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。」

対象資産	積立基準	積立限度
第65条第1号に掲げる資産	1.5/1000	50/1000
第65条第2号に掲げる資産	1.5/1000	50/1000
第65条第3号に掲げる資産	0.2/1000	5/1000
第65条第4号に掲げる資産	1/1000	25/1000
第65条第5号に掲げる資産	3/1000	100/1000

なお、この積立基準と積立限度は、ソルベンシー・マージン基準に基づき設定されており、具体的には、各保有資産の積立限度はソルベンシー・マージン基準における価格変動等リスクのリスク係数の半分とされ、積立基準は、原則として、30年間で積立限度に達することを想定して、積立限度の30分の1とされている。残り半分の価格変動等リスクは、基金、株式含み益等で対応することとされている。

2 現行実務の問題点

現行の規定と実務には、多くの問題を指摘することができる。その詳細については別稿で詳しく述べたので、ここでは、それらの問題点の概要を述べるにとどめる。

① 売買目的有価証券の含み益計上問題

売買目的有価証券を時価評価して、評価益を損益計算書に計上しても、保険業法第55条(基金利息の支払等の制限)の規定によってその評価益は配当にまわすことができないことになっている。

しかし、売買目的有価証券の含み益を損益計算書に出せば、当然ながら、配当還元圧力が高まる。それに対応しようとして過剰に含み益を取り崩して配当にまわすようなことがおきれば、株価下落時に備えた内部留保が失われる(昭和の最後の年あたりから1994年ころまで、多額の株式含み益を背景に過剰な配当還元が行われた例がある)。こうした場合、利益を内部留保する、つまり、資本の部に組み込んでおくことが適当かどうか、検討の余地がある。

② 含み益の機能

生命保険会社におけるリスク管理において、株式等の含み益と、危険準備金・価格変動準備金が同等の機能を持つと考えられるとすれば、時価会計の導入によって含み益がバランス・シートに記載されるとき、含み益のうち株式投資のリスクに対処するために留保すべき部分は、何らかの形の準備金として負債の部に計上する必要がある（⑨を参照）。

③ 積立限度の問題

価格変動準備金は、「原価割れ」での売却や「簿価を下回る」場合の評価損に対する備えであるが、この10年間株価水準が低迷し、多くの生保では含み益が底をつきだしてきた。基準を設定した当時とは市場の環境がまるで違うので、国内株式等（施行規則第65条第1号）の積立限度が「帳簿価額の5%」では、あまりにも少なすぎるのではなかろうか。

④ 株価イコール簿価の問題

各社の含み益が消滅し、簿価が時価に近い状況になれば、価格変動準備金はフルに積まれている必要がある。現実には、一部の生命保険会社が2001年度決算において価格変動準備金を使い果たしている。株価が低迷を続けるならば、多くの会社を含み損が発生し、価格変動準備金を取り崩すことになろう。そうなれば、価格変動準備金が残る会社はほとんどなくなり、株価変動へ対応することが困難になる。こうした事情は、これから株式への投資を行う新設会社や簡易保険も同様である。

⑤ 不積み立ての問題

価格変動準備金は、保険業法第115条によって積立てが強制された準備金であるが、同条但し書きによって一部または全部の不積み立てが認められており、実際にも、行政の認可を受けて積立てを行わないとか、一部しか積立てないという実務が行われている。

株価水準や生命保険会社の業績が上向かないとすれば、当分の間、価格変動準備金の積み立てが行われない年が続く、価格変動への対応が困難になる。不積み立ての部分は、翌年以降、積立が可能になったときに強制的に積立てさせる、などの対応が必要であろう。

⑥ 86条準備金と30年積み立ての問題

新規に積立を開始したとして、積立限度を達成するまでのめどを、最低で30年とした。生保は、従来の86条準備金を価格変動準備金に衣替えしたことから、スタート時に積立限度の約40%、約12年分はすでに86条準備金の振り替えによって蓄積されていた。そのために、議論した当時、「これから30年かけて積む」という意識はなかったかもしれない。むしろ、「半分はすでに積んである」ということが意識されていて、なおかつ、株価が現実には上昇を続けていたことから、「準備金を取り崩して使う」ことが現実味を帯びていなかった。

しかし、それだけのリスクがあるというのであれば、30年で積み立てるというのはなく、できるだけ早期に準備すべきものであろう。

⑦ 繰入率の継続適用の問題

最低繰入率を超えて繰り入れる場合には、積立限度を考慮して計画的に行うものとするが、そ

れ以外にも、採用した繰入率については特別の事情がない限りこの比率を変更しない（原則として、3年間）こととした。これは、監査を担当する公認会計士の意見を取り入れたものである。監査人としては、みだりに繰入率を変更することは好ましくないと考える。

しかし、価格変動準備金は、経営がうまくいっている会社に対して、順調のときに、将来に備えて準備金を積みせるものである。経営が不調のときや株価が下落したときには準備金を積まなくてもよかったり、これを取り崩して損失の補填に使ったりすることができる。

そうした性格の準備金には、好調のときに積む最低限度を決めておくことは必要であるが、あくまでも最低限度であって、これを超えて積むことを妨げるべきではない。むしろ、積めるときに大きく積みせるべきである。

ただし、過度に積み立てるとすると契約者の権利を害する恐れが出ることから、上限を設けておく必要がある。

⑧ ソルベンシー・マージンとの対応分担

価格変動準備金は、その積立基準と積立限度をソルベンシー・マージン基準に基づいて設定している。そこでは、各保有資産の積立限度はソルベンシー・マージン基準における価格変動等リスク係数の半分とされ、残り半分の価格変動等リスクはソルベンシー・マージン（基金、株式含み益等）で対応することとされている。

しかし、「半分はソルベンシー・マージンでみる」といっても、価格変動準備金は取り崩せるが、ソルベンシー・マージンは取り崩せない。価格変動の影響を吸収するという点では、ソルベンシー・マージンと価格変動準備金の役割分担はないといってもよい。価格変動リスクにフルに備える準備金としては、ソルベンシー・マージンがないものとして積む必要がある。

⑨ 売買目的有価証券の評価差額と価格変動準備金の不整合

売買目的有価証券を時価評価して評価益を計上した場合には、次期以降の簿価は再評価による時価である。売買目的有価証券の場合は評価差額を洗い替えしないので、簿価を書き換えるのである。したがって、評価益を計上した後は、価格変動準備金の対象となるのは、投資額（原価）を下回るリスクではなく、簿価を下回るリスクとなる。投資額（原価）を下回らなくても、「会計上、損失が発生する事態」となるからである。

例えば、期中に1株5000円で取得した株式が、期末に時価6000円になっていたとする（売買目的有価証券）と、評価益1000円を当期の損益計算書に計上する。

もしも、この株式が次期においても売買されず、期末において時価が5100円になったとする。この場合、簿価が6000円であるから、次期において900円の評価損を計上する。900円の評価損は、「会計上の損失」であるから、価格変動準備金を取り崩して穴埋めすることになる。

この場合、次期末の評価損900円は、会計上は損失として処理されるが、本来の意味での投資損失ではない。有価証券に時価会計が適用される場合には、こうした不整合が生じる。

価格変動準備金を検討した当時は、有価証券に時価主義を適用する会計基準はまだ設定されてなく、上場有価証券には低価法による評価が義務づけられていた。そこで、対象とする損失を、「低価法の採用が義務づけられている上場有価証券（外貨建を含む）について、低価法を適用することによる損失」と考えたのである。繰入の基準も、「原価（簿価）割れ」のリスクに対する備えとしての基準である。

時価会計の基準が適用されるようになったのであるから、売買目的有価証券の評価益については、例えば、すべて価格変動準備金に繰り入れ、次期に売却損や評価損が発生したときに取り崩して埋め合わせることができるようにする、などの工夫が必要であろう（上記②を参照）。

⑩ その他有価証券の評価損益計上との整合性

時価会計が導入され、「その他有価証券」の評価損益が資本直入されるようになったにもかかわらず、価格変動準備金は直接負債に計上するようにはなっていない。

評価損や売却損が発生した場合、準備金を取り崩すと、損益計算書には取り崩し益が計上され、大幅な増益があったかのように見える。これは実態を表さないばかりか、配当圧力などの摩擦を産む原因となる。業界からは、損益計算書をとおさずに、貸借対照表に直接計上できるような制度にして欲しいという要望がある。

注

(1) 86条準備金は、利益留保性の性格をもつことから、負債性引当金または評価性引当金とせず、保険業法において特に義務付けられた「特別法上の準備金」として、負債に計上されてきた。なぜなら、こうした準備金の対象とする「将来の損失」は、積立を行う時点では価格下落によって損失が発生しているわけではなく、また、将来の損失を合理的に見積もることができるわけでもないことから、引当金としての条件を満たしていないからである。

引当金としての性格を有しないにもかかわらず、費用計上によって設定し、それを引当金と同じ負債の部に掲げるには、それなりの理由が必要であるが、企業会計原則では、この点を、次のように解釈している。この解釈は、現在の価格変動準備金にも適用されている。

「特別法上の準備金に係る証券取引法上の運用に当たっては、当面、次のように取り扱うことが適当と考える。すなわち、特別法上の準備金については、特定業種の公共性の観点から、その計上が特別の法令で強制されており、また、その繰入及び取崩しの条件が定められている等の事情を考慮して、特別法上の取扱いを認めることとする。」（負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針）

(参考)

大蔵省告示第229号（平成10年6月8日）

改正

平成12年7月27日 金融庁告示第11号

保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第65条第1号から第4号までの規定に基づき価格変動準備金の対象となる資産を次のように定め、平成10年6月10日から適用する。

1.

保険業法施行規則(以下「規則」という)第65条第1号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 国内の法人の発行する株式及び新株引受権を表示する証券又は証書
- 二 国内の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証書
- 三 国内の法人の発行する株式に係る証券投資信託の受益証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
- 四 商品投資受益権(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第3項に規定する商品投資受益権をいう。)を表示する証券又は証書
- 五 その他前各号に掲げるものに準ずる資産

2.

規則第65条第2号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 外国の法人の発行する株式及び新株引受権を表示する証券又は証書
- 二 外国の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証書
- 三 外国の法人の発行する株式に係る証券投資信託の受益証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
- 四 その他前三号に掲げるものに準ずる資産

3.

規則第65条第3号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 償還元本が邦貨建(先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定している外貨建のものを含む。次号において同じ。)の債券(転換社債及び新株引受権付社債を含む。以下この条において同じ。)
- 二 償還元本が邦貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
- 三 その他前二号に掲げるものに準ずる資産

4.

規則第65条第4号に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 償還元本が外貨建(先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定しているものを除く。以下この項において同じ。)の債券
- 二 償還元本が外貨建の債券に係る証券投資信託の受益証券、金銭の信託の受益権を表示する証券又は証書及び貸付有価証券
- 三 償還元本が外貨建の預金
- 四 償還元本が外貨建の貸付金
- 五 償還元本が外貨建の貸付債権信託の受益証券
- 六 その他前各号に掲げるものに準ずる資産

以上

参考文献

青谷和夫監修『コンメンタール保険業法(下)』千倉書房、1974年。

金融監督庁「保険会社に係る早期是正措置に関する検討会 報告書」1998年12月17日。

金融審議会第二部会「保険会社のリスク管理について（保険会社会計を巡る論点整理）」2000年6月14日。

生命保険協会『生命保険講座 生命保険計理I』1991年。

田中 弘「保険事業における規制緩和と新しい計理システムの構築」『JICPA ジャーナル』1994年2月。

田中 弘「時価会計の七不思議」『神奈川大学商経論叢』第38巻第3号，2003年3月。

田中 弘『会計学の座標軸』税務経理協会，2001年。

田中 弘「時価会計の導入とリスク管理—生保事業の特殊性—」『公社における簡易生命保険事業の中長期的課題に関する調査研究—報告書—』2002年，所収。

田中 弘『時価主義を考える（第三版）』中央経済社，2002年。

田中 弘「生命保険事業における会計的リスク対応」『神奈川大学商経論叢』第40巻第2号，2004年12月。

日本生命保険相互会社法規研究会『保険業法コンメンタール』1969年。

保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」1992年6月。

保険審議会総合部会保険経理小委員会「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」1991年4月。

吉野智市著『生命保険会計 2004』財団法人生命保険文化センター。

生命保険各社の『現状報告書』。